

mijica 会員規定

第1条（目的）

本規定は、株式会社ゆうちょ銀行(以下「当行」といいます。)が発行する mijica の申込み及び利用について規定するものです。

mijica の会員は、本規定の内容及び適用に同意のうえ、mijica 発行の申込み及び mijica の利用を行うものとします。

なお、本サービスに付随又は関連して当行又は加盟店が提供するサービスについては、本規定と併せて当行の貯金等規定及び当行又は加盟店が別に定める規定が適用されるものとします。

第2条（定義）

本規定における次の用語は、以下のとおり定義するものとします。

① 「mijica」

本規定に基づき当行が発行した円単位の金額についての電子情報であって、当行サーバー内に記録される金銭的価値を証するものをいいます。

② 「本サービス」

会員が加盟店に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品(以下「商品等」といいます。)の対価の全部又は一部を支払うために、当行所定の方法によりチャージされた mijica を利用することができるサービスをいいます。

③ 「会員」

申込日現在において、12 歳以上（小学生を除きます。）の通常貯金を保有する個人（当行のキャッシュカードの交付を受けている者に限ります。）で、当行所定の申込書等において本規定を承認のうえ、カード発行を申し込み、当行が発行を認めた方をいいます。

④ 「カード」

当行が会員へ貸与し、会員が管理及び mijica を利用するためのもので、mijica にかかる機能が付与されたものをいいます。

⑤ 「加盟店」

カードが利用可能な当行所定の店舗等で、会員の本サービス利用により、会員に商品等の販売又は提供を行うものをいいます。

⑥ 「チャージ」

会員が、第5条に定める方法により金額を入金することによって、mijica の金額を加算すること及びその手続をいいます。

⑦ 「残高」

会員が利用可能な mijica の金額をいいます。

⑧ 「専用ウェブサイト」

パソコン又は携帯電話からアクセス可能な会員のカードに関する内容を掲示した当行が運営するウェブサイト（当該ウェブサイトからリンクされる当行の委託先の運営するウェブサイトを含みます。）をいいます。

第3条（カード発行の申込み）

- 1 会員になろうとする者は、当行所定の方法に従うことにより、当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（以下「本支店等」といいます。）その他当行が認めた拠点にてカードの発行の申込みをすることができます。
- 2 会員になろうとする者が未成年の場合には、親権者の同意を得たうえで申込みをするものとします。親権者がカード発行の申込みについて同意する場合には、その後の当該カードの利用につき同意したものとみなします。

第4条（カード利用前の手続）

- 1 会員は、カードが発行され、受領した段階で、カード裏面の所定欄に会員の署名を行うものとします。
- 2 会員は、カード発行の申込後速やかに、専用ウェブサイトにて利用登録手続を行うものとします。利用登録手続が行われない場合、残高の確認、本サービス利用の履歴の確認等、mijicaの機能・本サービスがご利用できない場合があります。

第5条（チャージ）

- 1 会員は、当行所定の場所・方法にて、1,000円単位で繰り返しチャージすることができます。ただし、ポイントによるチャージの場合を除きます。
- 2 会員は、当行が認めた場合を除き、1枚のカードに対して、残高が10万円超となるチャージはできないものとします。

第6条（本サービスの利用）

- 1 会員は、加盟店で本サービスを利用して商品等の購入又は提供を受けることができるものとします。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他加盟店が定める一部商品について、当行又は加盟店により利用を制限する場合があります。
- 2 会員が、加盟店で本サービスを利用して商品等の購入又は提供を受ける場合、残高から商品等の購入又は提供合計額を差し引きます。
- 3 会員は、加盟店において、商品等の購入又は提供を受ける場合において残高が商品等の対価の総額に不足するときは、その不足額を当行又は加盟店の認める方法により、支払うものとします。
- 4 会員が、加盟店において商品等の購入又は提供を受ける場合に利用できるカードの枚数は、原則として1枚とします。
- 5 会員は、本サービスを利用した場合には、届け出たメールアドレスあてのメールに表示されるご利用明細及び残高を確認し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その時点で加盟店に申し出るものとします。その時点で申

し出がなされない場合には、会員は、当該ご利用明細及び残高について誤りがないことを了承したものとします。

- 6 会員は、日本国外において mijica を利用する場合、mijica 利用時の商品等の購入又は提供代金が外国通貨建ての場合、当行及び当行所定の国際提携組織の定める方法により、日本円に換算した金額で決済されます。

なお、当行は、当行が指定する国又は特定の地域におけるカード利用について、利用を制限することができます。

第7条（超過利用時の措置）

- 1 mijica 決済にかかる機器等の通信状況その他の事由により、残高を超過して mijica 決済が成立する場合があります。この場合、会員は、当行が加盟店へ超過利用分の立替払いをすること、及び当行が、会員に対して超過利用分の支払相当額を請求することをあらかじめ承諾するものとし、会員は、当該請求時には当行が指定する期日までに、当行が指定する方法（チャージ後の残高から控除する方法を含みます。）により当該超過利用分の支払相当額を当行に対して支払うものとします。
- 2 前項により、会員が、当行に対して負担した債務を履行しなければならないときは、その債務と当行に対する当該会員の貯金その他債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、当行はいつでも相殺することができます。この場合、当行は当該会員に対し、書面により通知します。
- 3 前項によって相殺する場合には、債権債務の利息、手数料及び損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、貯金その他債権の利率については当行の定めるところによるものとし、また外国為替相場については当行の相殺計算実行時の相場を適用するものとします。

第8条（手数料）

- 1 会員は、当行が請求する場合、mijica 利用時に当行に対して次の手数料を支払うものとします。当行は、会員に対して当行所定の方法により手数料を通知します。
 - ① チャージ手数料
 - ② mijica 再発行手数料
 - ③ mijica の解約時の払戻手数料
 - ④ 前各号のほか、当行が定めた手数料
- 2 会員が前項の手数料を支払う場合、当該手数料に相当する金額は、現金で支払う方法、若しくは即時に又は手数料相当額のチャージがあった時点で、残高から控除される方法のうち、いずれか当行が定める方法で支払うものとします。
- 3 mijica 利用又は本規定に基づく手数料に関して、公租公課（消費税等を含みます。以下同じ。）が課される場合には、当該公租公課相当額は会員の負担とし、公租公課が増額される場合には当該増額部分についても会員の負担とします。

第9条（限度額）

当行は、mijica に、当行が定めた次の各号の上限額（以下総称して「限度額」といいます）

す。)を設定することができるものとします。なお、当行は、専用ウェブサイトでの告知その他当行所定の方法により会員に通知することにより、各上限額を変更することができます。

- ① 1回のmijicaにチャージ可能な上限額
- ② 1回のmijica決済時の上限額
- ③ 月間利用総額の上限額
- ④ 海外非対面利用店におけるmijica決済可能上限額
- ⑤ 前各号のほか、当行が設定する上限額

第10条（暗証番号）

- 1 会員は、登録した暗証番号について、暗証番号を記入したメモ等をカードと一緒に保管する等、暗証番号を第三者が容易に知り得る状態で保持してはならないものとします。
- 2 会員は、暗証番号を生年月日、電話番号その他の会員本人に関係した番号であって推測が容易な番号に設定してはならないものとします。
- 3 暗証番号に関する届出又は問合せについては、当該カードの会員本人からのみ行うものとします。
- 4 会員が暗証番号を第三者に知らせ又は知られたことから生じた損害は、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、会員の負担とします。
- 5 不正な暗証番号が複数回入力された場合、当行は、一時的にmijica利用を制限する場合があります。この場合、会員は、mijica利用を回復するために、当行所定の連絡先に申出のうえ当行所定の手続を行う必要があります。

第11条（残高の確認）

残高は、専用ウェブサイトその他当行所定の方法により、確認することができるものとします。

第12条（不正使用等の禁止等）

会員は、mijica若しくはカードの申込み又は利用にあたり、次の行為をしないものとします。

- ① 当行に虚偽の情報を申告しカードを申し込むこと
- ② mijica又はカードの偽造、変造、複製若しくは改ざん（第三者がこれらの行為を行うことに協力する場合も含まれます。以下総称して「偽造等」といいます。）を行うこと
- ③ mijica又はカードが偽造等されたものであることを知りながら、若しくはその疑いがあるにもかかわらず、mijica又はカードを利用すること
- ④ mijica又はカードに記載されている情報を第三者に開示若しくは公開、又はインターネット上にアップロードすること
- ⑤ 他の会員になりすますこと
- ⑥ 換金のみを目的としてmijica利用をすること

- ⑦ 前各号のほか、各種法令への違反、犯罪行為その他公序良俗に反する行為をすること

第13条（利用停止措置）

- 1 当行は、次の各号に該当した場合、会員への事前の通知又は催告なしに、mijica又はカードの利用停止措置を講じることができるものとします。当行が利用停止措置を講じた場合、会員は、同措置が解除されるまで、一切のmijica利用ができません。
 - ① 会員が本規定に違反した場合又は違反するおそれがある場合
 - ② 会員が過去にmijica若しくはカードの利用停止措置を受けている場合、mijica若しくはカード利用に関して不正行為を行っていたことが判明した場合、又は不正行為を行っているおそれがある場合
 - ③ 会員の利用状況等に照らして、通常のmijica利用として不適当（第7条に規定される残高を超えた決済の額が通常のmijica利用として不適当である場合を含みます。）であると当行が判断した場合
 - ④ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令による規制に鑑みて、当行が必要と認めた場合
 - ⑤ その他前各号に準じる場合
- 2 当行は、会員が前項各号への該当が疑われる場合、当該事項に関する調査を行い、又は必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員は、これに応じるものとします。
- 3 当行は、会員が第1項各号への該当が疑われる場合、事実関係の確認のために、当該会員からカードを回収することができるものとします。

第14条（会員資格の喪失）

- 1 会員は、カードに紐づく通常貯金の解約及び会員本人の死亡により会員資格を喪失し、当行は、当該事実を当行が認識した時点で本サービス解約の手続を行います。
- 2 前条の措置が取られた後、その事由を解消されず同措置が2か月以上継続する場合、当行は、会員資格を喪失させることができるものとします。当行は、会員資格を喪失させた場合は、本サービス解約の手続を行います。
- 3 会員において、差押、仮差押、仮処分 of 申立て又は滞納処分を受けた場合、破産手続開始、民事再生手続開始、当行との取引において期限の利益を喪失した場合等、会員の信用状態に重大な変化が生じた場合は、当行は、会員資格を喪失させることができるものとします。当行は、会員資格を喪失させた場合は、本サービス解約の手続を行います。

第15条（解約）

- 1 会員は、カードの有効期間満了前であっても、本サービスを利用しなくなった場合において、当行所定の方法により当行に申し出て、当行がそれを受け付けたときは、本サービスを解約することができるものとします。
- 2 会員は、前項により解約した場合、当該カードにつき一切の本サービス利用ができません。

第16条（払戻し）

- 1 会員は、解約、会員資格喪失、第25条による本サービス終了、その他当行が特別に認める場合において mijica の残高の払戻しを受けることができます。
- 2 前項の払戻しは、第7条第1項及び第8条第1項に定める金額を差し引いた残高を通常貯金に預入又はその金額を記載した払戻証書を当行所定の方法により発行しこれを会員に交付するものとします。
- 3 前項にかかわらず、残高が第7条第1項及び第8条第1項に定める額の合計額未満の場合は、残高の返金はないものとします。この場合、会員は当行の請求に応じて不足する手数料分を当行所定の方法により支払うものとします。

第17条（会員資格の有効期間及び残高移行）

- 1 会員は、交付されたカード券面に印字された期日の経過により、自動的に会員資格を喪失し、一切の本サービスを利用できないものとします。その場合において、当行は、自動的に本サービス解約の手続を行うものとします。
- 2 会員は、カードの有効期間満了に際して、当行所定の期間において、当行所定の手続を行い、当行が新たに有効期間を設定した新カードを発行した場合であって、当行が認めたときに限り、有効期間満了の旧カードから新カードに残高移行ができるものとします。この場合、当該残高移行後即時に旧カードの残高は消滅し、旧カードの利用はできなくなります。

第18条（反社会的勢力の排除）

- 1 会員は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを当行に対し確約するものとします。
- 2 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 3 会員が、前二項に違反した場合には、当行は、何らの通知なしに直ちに、本規定の全部又は一部を解除することができるものとします。また、前二項に違反したことにより当行に損失、損害又は費用が生じた場合、会員は、これをすべて賠償する責任を負うものとします。
- 4 前項により本規定が解除された場合には、会員は、解除により生じる損害について、

当行に対し一切の請求を行わないものとします。

第 19 条（質入等担保権設定の禁止）

- 1 会員は、当行が認める場合を除き、第三者に対して、カードを再貸与して利用させること、又は mijica 若しくはカードを譲渡し若しくは質入れその他の担保権を設定することはできません。
- 2 当行は、第三者が mijica 利用をしたことにより生じた結果について、一切の責任を負わないものとし、会員がその利用代金についてすべて支払の責めを負うものとします。

第 20 条（カードの破損・汚損・磁気不良等発生時の再発行等）

破損・汚損・磁気不良等により、カードが再発行された場合、会員からの申し出により、当行所定の方法で照会された残高が再発行されたカードに引き継がれるものとします。この場合、当該残高移行後即時に旧カードの残高は消滅し、会員は旧カードの利用はできなくなります。

第 21 条（カード紛失・盗難等の再発行等）

- 1 会員は、カードの紛失・盗難・偽造及び番号盗用の事実を速やかに当行及び所轄の警察署へ届け出るものとします（警察署への届出は可能なものに限りです。）。
- 2 会員が、カードの紛失・盗難を申し出てから当行による利用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、残高を第三者により利用された場合その他の損害が生じた場合でも、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は一切の責任を負わないものとします。
- 3 会員が、紛失・盗難届出時に残高がある旨の申し出をしなかった場合、その残高が紛失・盗難したカードに残ったまま有効期限を過ぎたとしても、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は一切の責任を負わないものとします。
- 4 紛失・盗難によりカードが再発行された場合、当行によるカードの利用停止措置が完了した時点の残高が再発行されたカードに引き継がれるものとします。
- 5 紛失・盗難によるカード再発行時、当行所定の再発行手数料を当行に支払うものとします。
- 6 会員の責めによらず、カードの偽造及び番号盗用による不正利用が発生した場合又はそのおそれがある場合であって、会員が当行に申し出て、当行所定の手続きを行い、当行が適当と認めたときは、当行は会員に対して、無償でカードを再発行いたします。この場合、旧カードの残高（偽造及び番号盗用による不正利用と当行が判断した金額を含みます。）を再発行されたカードに引き継ぎ、当該残高移行後即時に旧カードの残高は消滅し、会員は旧カードの利用はできなくなります。

第 22 条（加盟店との紛議）

- 1 会員が、本サービスを利用して購入又は提供を受けた商品等につき、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員と加盟店との間で解決するも

のとし、当該問題について、当行は一切の責任を負わないものとしします。

- 2 前項の場合において、会員は、当行及び当該加盟店に対し、mijica の利用の取り消し等を求めることはできないものとしします。

第 23 条（本サービスの利用ができない場合）

会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、本サービスを利用すること、及び残高の照会をすることができないことをあらかじめ承諾するものとしします。

- ① 本サービスを提供するシステム機器又はネットワークの保守、障害対応その他の技術上の理由により mijica 利用を一時的に中断することが必要な場合
- ② カードの破損、又は加盟店の機器の故障停電その他の事由による使用不能の場合
- ③ その他やむを得ない事由のある場合

第 24 条（個人情報の収集・利用）

会員（本条においては、本サービスの申込みをしようとする方を含みます。）は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、会員が申込時に届け出た事項及び本サービスの利用履歴等の情報（以下「個人情報」といいます。）を、当行が定める「個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項」に記載した利用目的及び付帯サービス・特典の提供のために、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意するものとしします。

第 25 条（本サービスの終了）

- 1 当行は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当行所定の方法で通知することにより、本サービスを全面的に終了することができるものとしします。
 - ① 社会情勢の変化
 - ② 法令の改廃
 - ③ その他当行のやむを得ない都合による場合
- 2 前項の場合、会員は当行の定める方法により、残高に相当する現金の払戻しを当行に求めることができるものとしします。この場合、原則として、通常貯金に残高を預入することで返金するものとしします。

第 26 条（制限責任）

- 1 カードの紛失、盗難その他の事由（偽造及び番号盗用を除きます。）によりカードに記録された未使用の mijica を紛失し、又は第三者に不正使用されたことにより損害が生じた場合であっても、当行の故意又は過失による場合を除き、当行は、その責任を負いません。
- 2 第 23 条に定める場合において、会員が本サービスを利用することができないことで当該会員に生じた損害等について、当行はその責任を負わないものとしします。また、その他の場合において、当行の過失により、当行が賠償の責任を負う場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害について賠償する責任を負わないものとしします。ただし、当行に重過失がある場合は、

その限りでないものとします。

第 27 条（規定の変更）

本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行が変更することができることとし、この規定の変更内容については、当行が変更内容を当行所定の方法により通知若しくは公表した後に会員がカードを利用したとき又は通知若しくは公表の際に定める相当の期間を経過したときは、変更事項又は新会員規定に同意したものとみなします。

第 28 条（通知等）

- 1 会員は、当行に届け出た事項に変更があった場合、直ちに当行に対し変更の旨を申し出ることとし、当行所定の手続を行うものとします。

この申出前に会員に生じた損害について、当行は責任を負いません。

- 2 当行が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、当行は会員から届けられた住所又は電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、又は到達しなかったとしても、通常到達するであろう時に到達したものとみなします。

第 29 条（業務委託）

当行は、本規定に基づく本サービスの運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第 30 条（合意管轄裁判所）

本規定に起因し又は関連する一切の紛争については、訴訟額の多少にかかわらず、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることとします。

【ご相談窓口】

1. mijica に関するご質問又はご相談は、専用ウェブサイトをご参照いただくか、下記 mijica デスクまでご連絡ください。
2. 個人情報の開示・訂正・削除に関するお問い合わせや、利用・提供の中止の申出、その他ご意見の申出等に関しましては、下記 mijica デスクまでご連絡ください。

mijica デスク

電話番号：0120-504-186 又は 03-5996-1282

営業時間：9:00～17:00（元日を除く）